

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団

5月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
2,160	0	5,910	9,810
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
36,586	142,165	26,730	0
合 計			223,361 ^円

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 8 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資料作成費	カラー複合機賃貸借料	3,300	
	資料購入費	コピー利用料 4月分	2,280	
	広報・広聴費	振込手数料	330	
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			5,910 円	
(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	7 年 5 月 8 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。																							
お振込先	八十二 銀行			振込金額 <table border="1"> <tr> <td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円											
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																
支店(営業部)(出張所) 																											
お受取人	預金種目 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他			口座番号 																							
	フリガナ (カフ)ツタトモ			おなまえ(漢字) (株) 葛友 様																							
ご依頼人	フリガナ ニホンキョウサントウナカ			おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団 様																							
	日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(266)-(7882)																										

振込手数料(消費税込)

振込金額	振込先	振込手数料
3万円未満	当行あて	330円
3万円以上		550円

消費税率10% (左記以外) 円

●振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。

●振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

●やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

●手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。

・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。

お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

得意先CD

日本共産党長野市会議員団 様

取引銀行

普通

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

今回御請求額	
[A]+[B]	
	3,300

※：軽減税率対象品目

隨時

得意先CD 

380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共産党長野市会議員団 様

株式会社 友 蔦

NY 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行 普通

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回繰越額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				2,073	207	2,280

今回御請求額	
[A]+[B]	
	2,280

[illegible]

※：輕減稅率對象品目

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 日本共産党長野市会議員団（以下「発注者」という。）と株式会社葛友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して使用料を支払う。

リコー カラー複合機 IMC3510 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額3,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に毎月末に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（使用料金・保守）

第4条 カウンター料金は、フルカラーコピーを1カウント12円、モノクロコピーを3円とする。

受注者は毎月20日に会派別に使用枚数を確認し、当該単価より算出したカウンター料金に

消費税法及び地方消費税法により算出した金額を合計して請求するものとする。

発注者は請求書を受領してから30日以内に受注者に支払うものとする。

カウンター料金にはトナー料金並びに本件機器の使用に際して生じる保守点検及び保守作業に係る費用・用紙代を含むものとする。

（保守）

第5条 受注者は、発注者が常時正常な状態で本件機器を使用できるように技術員を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 機器が故障した場合には、発注者の請求により受注者は2時間以内に技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、本件機器を正常な状態に回復しなければならない。

(所有権)

第6条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

(設置場所)

第7条 本件機器の設置場所は、長野市議会事務局内とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (2) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

- 第10条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第11条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、発注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第12条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613 市役所内
日本共産党長野市議員団
団長 野々村博美

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 蔦友
代表取締役 酒井秀晴

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 8 日			
支 払 先	(株)蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費		パソコン,複合機賃貸借料(4月分)	26,400
	その他の経費			330
	合 計			26,730 円

(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付

電信扱

依頼日	7 5 8 年 月 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。			
お振込先	八十二	①	銀行	振込金額	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 2 6 4 0 0
お受取人	振込先 支店 (営業部) (出張所) ① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 (株) 友 様				
ご依頼人	二 ホ ン キ ョ ウ サ ン ト ウ ナ カ ① ② ④ ⑤ 普通 当座 貯蓄 その他 ① ② ④ ⑤				

振込手数料 (消費税込)

振込額	当行あて	消費税率10%
3万円未満	330円	(左記以外)
3万円以上	550円	

振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
 やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。

登録番号: T3100001002833

株式会社 友

日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026) - (266) - (7882)



登錄番号: T3100001002833

株式會社 八十二銀行

4223(2)

締切日付 2025/ 4/30
得意先CD

日本共産党長野市会議員団 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

登録番号 T5100001002030

繰 越 額 [A]				今 回 御 買 上 額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				12,000	1,200	13,200

今回御請求額	
[A]+[B]	
	13,200

[illegible]

隨時

締切日付 2025/ 4/30
得意先CD XXXXXXXXXX

日本共産党長野市会議員団 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行 普通

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]			今回御請求額
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計	[A] + [B]
				12,000	1,200	13,200	13,200

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 日本共産党長野市議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

リコー複合機 IMC2010F 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 日本共産党長野市議員団控室とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

- 第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

- 第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。
- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

- 第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

- 第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する

費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

発注者

〒380-8161 長野市大字大豆島字中ノ島1613市役所内
日本共産党長野市議員団
代表 村博美

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 葛友
代表取締役 酒井秀晴

賃貸借契約書

日本共産党長野市議員団（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

富士通パソコン	FMV-A5513/MX	FMVA0B02VP	1台
富士通パソコン	ESPRIMO	D7012/LX	1台
I/Oデータ	液晶ディスプレイ	LCD-AH241EDB-B	1台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年12月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額12,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、毎月末に月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は日本共産党長野市議会議員団事務所内とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(紛争の解決)

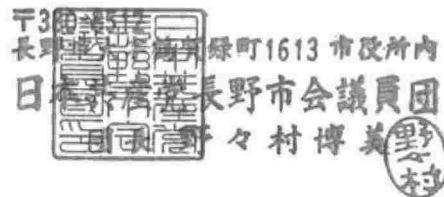
第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年12月1日

発注者



受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地
株式会社 蔦友
代表取締役 酒井秀晴

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 12 日			
支 払 先	NTTファイナンス			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費	電話料 (4月分)		9,306
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
				9,306 円

(領収書添付欄)

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 12 日			
支 払 先	セブン-イレブン			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費		切手代	2,750
	人 件 費		(市民団体との懇談会)	
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			2,750	円

(領収書添付欄)

セブン-イレブン
長野市役所店
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

電話：026-219-0019 ｼﾞﾑ#3

事業者登録番号T6100002004438
2025年05月12日(月) 10:28 責039

領 収 書

110円切手 @110x 25 2,750非

小 計 (非課税) ¥2,750
合 計 ¥2,750
お 預 り ¥3,000
お 釣 ¥250
お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 250-512-342-7157



セブン-イレブン
長野市役所店
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

電話：026-219-0019 ｼﾞﾑ#3

事業者登録番号T6100002004438
2025年05月12日(月) 10:28 責039

領 収 書

110円切手 @110x 25 2,750非

小 計 (非課税) ¥2,750
合 計 ¥2,750
お 預 り ¥3,000
お 釣 ¥250
お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 250-512-342-7157



2025 年 5 月 9 日

団体各位

「長野市議会 6 月定例会に向けた懇談会」のお知らせ

日本共産党長野市会議員団

団長 野々村博美

団体各位の皆様には、日ごろから市議団に対しご支援ご協力を頂いていることに、感謝申し上げます。

トランプ関税、深刻な物価の高騰、上がらない賃金と年金、暮らしはますます苦しくなるばかりです。物価高騰は食料品だけでなく、すべての物の値段が上がり国民生活を圧迫しています。だからこそ大企業や富裕層に対する行き過ぎた優遇税制を見直して、一律 5 % への消費税の減税が必要になると考えます。

さて本市では、運転手不足による基幹バス路線の減便・廃止が大問題となっています。何よりも利用者、地域の皆さんの声を聞いて路線を再構築するとともに、移動権という市民の権利を守るため、公共交通は社会インフラであるとの立場で本市公共交通の全面的な見直しを求めています。また、長野駅前 B-1 地区の再開発をめぐっても、市民の意見が反映されないまま、事業費だけが膨れ上がっています。このような中、公共交通の問題、再開発の問題で市民の皆さんが声を上げ、つどいや署名活動を始めました。党市議団は「市民こそが市政の主人公」この立場で皆さんと力を合わせて、市政転換のために力を尽くしていきます。

部活動の地域移行、水道事業の広域化、子どもの権利条例、暮らし、営業、農業をどう支えていくのかなど、課題はまだまだ山積みです。市民の皆さんの要求聞き、その実現のために奮闘する決意です。

皆様ご多忙とは存じますが、下記の日程で 6 月議会に向けての市民団体との懇談会を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

○日時 5 月 27 日（火）午後；1 時 30 分から

○場所 長野市役所 第一庁舎 7 階 第 3 委員会室

6 月議会 6 月 12 日（木）から 6 月 27 日（金）

連絡先：日本共産党市議団 TEL・FAX 026（266）7882

以上

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 19 日			
支 払 先	新日本婦人の会			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資料購入費	定 期 購 読 料	「新婦人しんぶん」 5月分	410
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				410 円

(領収書添付欄)

No.

領 収 書

- ☐ 会費(しんぶん代含む)
☒ 新婦人しんぶん購読料

日本共産党長野市議員団 様

金 410 円 5 月分(〒 円)

令和 7 年 5 月 19 日

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございました。

新日本婦人の会 ()



政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 22 日			
支 払 先	(株)電算			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費	インターネット使用料 (4月分)		2,420
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				2,420 円

(領収書添付欄)

12 07-05-22 WTU

2,420 AVISリョウビ

※本請求書のお支払いに関しましては、ご指定口座からの引落となりますのでお振込は不要です。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支払日	令和 7 年 5 月 26 日		
支払先	アートワークセツ		
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費	ホームページ管理更新料(2025年5月分)	22,000
	人件費	振込手数料	110
	事務所費		
	その他の経費		
合 計			22,110 円

(領収書添付欄)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070526	222010086	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お 取 引 金 額	
お支払		¥22,110	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高	
11:27	*****		
長野銀行			
普通 口座番号			
受取人 ト)アートワークセツ 様			
依頼人 ニホンキョウサントウナカ ノシカ様			
振込日 07-05-26			
振込金額 ¥22,000			
振込手数料 ¥110			
0526010			
印 納 付につき長野 税務署承認済			

八十二銀行

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
070526	222010086	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お 取 引 金 額	
お支払		¥22,110	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高	
11:27	*****		
長野銀行			
普通 口座番号			
受取人 ト)アートワークセツ 様			
依頼人 ニホンキョウサントウナカ ノシカ様			
振込日 07-05-26			
振込金額 ¥22,000			
振込手数料 ¥110			
0526010			
印 納 付につき長野 税務署承認済			

八十二銀行

写

請求書

日本共産党長野市会議員団 御中

合同会社アートワークセツ
登録番号:T6100003006490



〒383-0042
長野県中野市大字西条
982番地15、1階
TEL: 080-6933-3998

請求書番号: 2841
請求日: 2025/05/19
お支払期限: 2025/06/30

件名: ホームページサポート

ご請求金額 22,000 円

納品日	品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
2025/05/19	サポート	22,000	1	月	22,000
	値引き	-2,000	1		-2,000
小計					20,000
消費税額合計					2,000
合計					22,000

税率別内訳			
	税抜金額	消費税額	税込金額
10%	20,000	2,000	22,000

振込先

- 長野銀行 支店名: (普通) 口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 長野信用金庫 支店名: 口座番号: (普通) 口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 八十二銀行 支店名: 口座番号: (普通) 口座名義: 合同会社アートワークセツ
- GMOあおぞらネット銀行 支店名: 口座番号: (普通) 口座名義: 合同会社アートワークセツ

備考

※誠に恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担をお願いいたします。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 27 日			
支 払 先	信濃毎日新聞			
活 動 に 要 した 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資料購入費	定 期 購 読 料	信濃毎日新聞 (5月分)	3,900
	広 報 ・ 広 聴 費	〃	市民新聞	1,000
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			4,900	円

(領収書添付欄)

14 07-05-27 WTU

4,900 円

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支払日	令和 7 年 5 月 27 日		
支払先	セブン-イレブン長野市役所店		
活動に要 した経費		経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費	喫茶代	2,160
	調査旅費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・広聴費		
	人件費		
	事務所費		
	その他の経費		
合 計			2,160 円

(領収書添付欄)

セブン-イレブン
長野市役所店
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

電話：026-219-0019 ｼﾞｬﾝﾅﾙ #3

事業者登録番号T6100002004438
2025年05月27日(火) 13:05 責015

領 収 書

7Pﾎﾝｼﾞﾔ ﾏﾞｼﾞｶﾔ600
@100x 20 *2,000

小 計(税抜 8%) ¥2,000
消費税等 (8%) ¥160
合 計 ¥2,160
(税率 8%対象 ¥2,160)
(内消費税等 8% ¥160)
お 預 り ¥10,000
お 釣 ¥7,840
お買上明細は上記のとおりです。
[*]マークは軽減税率対象です。
伝票番号 250-527-348-1351



セブン-イレブン
長野市役所店
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

電話：026-219-0019 ｼﾞｬﾝﾅﾙ #3

事業者登録番号T6100002004438
2025年05月27日(火) 13:05 責015

領 収 書

7Pﾎﾝｼﾞﾔ ﾏﾞｼﾞｶﾔ600
@100x 20 *2,000

小 計(税抜 8%) ¥2,000
消費税等 (8%) ¥160
合 計 ¥2,160
(税率 8%対象 ¥2,160)
(内消費税等 8% ¥160)
お 預 り ¥10,000
お 釣 ¥7,840
お買上明細は上記のとおりです。
[*]マークは軽減税率対象です。
伝票番号 250-527-348-1351



2025 年 5 月 9 日

団体各位

「長野市議会 6 月定例会に向けた懇談会」のお知らせ

日本共産党長野市会議員団
団長 野々村博美

団体各位の皆様には、日ごろから市議団に対しご支援ご協力を頂いていることに、感謝申し上げます。

トランプ関税、深刻な物価の高騰、上がらない賃金と年金、暮らしはますます苦しくなるばかりです。物価高騰は食料品だけでなく、すべての物の値段が上がり国民生活を圧迫しています。だからこそ大企業や富裕層に対する行き過ぎた優遇税制を見直して、一律 5 % への消費税の減税が必要になると考えます。

さて本市では、運転手不足による基幹バス路線の減便・廃止が大問題となっています。何よりも利用者、地域の皆さんの声を聞いて路線を再構築するとともに、移動権という市民の権利を守るため、公共交通は社会インフラであるとの立場で本市公共交通の全面的な見直しを求めています。また、長野駅前 B-1 地区の再開発をめぐっても、市民の意見が反映されないまま、事業費だけが膨れ上がっています。このような中、公共交通の問題、再開発の問題で市民の皆さんが声を上げ、つどいや署名活動を始めました。党市議団は「市民こそが市政の主人公」この立場で皆さんと力を合わせて、市政転換のために力を尽くしていきます。

部活動の地域移行、水道事業の広域化、子どもの権利条例、暮らし、営業、農業をどう支えていくのかなど、課題はまだまだ山積みです。市民の皆さんの要求聞き、その実現のために奮闘する決意です。

皆様ご多忙とは存じますが、下記の日程で 6 月議会に向けての市民団体との懇談会を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

○日時 5 月 27 日（火）午後；1 時 30 分から

○場所 長野市役所 第一庁舎 7 階 第 3 委員会室

6 月議会 6 月 12 日（木）から 6 月 27 日（金）

連絡先：日本共産党市議団 TEL・FAX 026（266）7882

以上

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 28 日			
支 払 先	(株)東邦不動産プラザ			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費		会派職員用駐車場料 (5月分)	12,000
	事 務 所 費		振込手数料	165
	その他の経費			
合 計			12,165円	

(領収書添付欄) 契約書は 4 月分に添付

16	07-05-28	WTU	12,000	ｼﾞｬｯｸﾕﾂｳｷﾅ
17	07-05-28	WTU	165	ﾏｽｸﾘﾓﾅ

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 29 日			
支 払 先	長野県農民連			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資料購入費	定 期 購 読	しんぶん「農民」	4,500
	広 報 ・ 広 聴 費		(2025.4月～2025.9月)	
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				4,500 円

(領収書添付欄)

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
07-05-29	11061	A92110009
取扱店	ナカノヨシタ	
払込口座		
払込金額	*4,500	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
長野県農民連		
4500		
日本共産党		
長野市会議員団		
入金額	*10,000	
おつり	*5,500	
税公金支払い (QRコード) ご利用		
キャンペーン実施中 (6月末まで)		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
07-05-29	11061	A92110009
取扱店	ナカノヨシタ	
払込口座		
払込金額	*4,500	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
長野県農民連		
4500		
日本共産党		
長野市会議員団		
入金額	*10,000	
おつり	*5,500	
税公金支払い (QRコード) ご利用		
キャンペーン実施中 (6月末まで)		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済



日本共産党長野市議団様

2025年 5月 20日

御 請 求 書

農民運動長野県連合会
千曲市大字新田2806
TEL026-272-7635 FAX272-7636

日ごろから農民連の活動にご協力ありがとうございます。
組合費・農民新聞を下記のように請求をさせていただきますので、同封の
振替用紙にてご入金をお願いいたします。

請 求 内 訳

組合費1ヶ月730円 (全国連130円・県連600円)	25年4月～9月 - 円	25年10月～26年3月 円	① 組 合 費 - 円
新聞代1ヶ月750円 (送料込み)	25年4月～9月 4,500 円	25年10月～26年3月 円	② 新 聞 代 4,500 円
雑 誌 農 民 (送料込み)	NO72 - 円	NO - 円	③ 雑 誌 農 民 - 円
			合計(①+②+③) 4,500 円

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 5 月 30 日			
支 払 先				
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費		賃金 5月分	130,000
	事 務 所 費			
その他の経費				
			合 計	130,000 円
(領収書添付欄)				

政務活動業務 勤務実績表・領収書

5 月分		氏 名			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動・業 務 内 容	
1	木	(出)			
2	金	(出)			
3	土				
4	日				
5	月				
6	火				
7	水	(出)			
8	木	(出)			
9	金	(出)			
10	土				
11	日				
12	月	(出)			
13	火	(出)			
14	水	(出)			
15	木	(出)			
16	金	(出)			
17	土				
18	日				
19	月	(出)			
20	火	(出)			
21	水	(出)			
22	木	(出)			
23	金	(出)			
24	土				
25	日				
26	月	(出)			
27	火	(出)			
28	水	(出)			
29	木	(出)			
30	金	(出)			
31	土				
計		(A)	(B)		
上記のとおり勤務したことを証明します。				氏 名 阿 出 川 希	
金 130,000 円 (C)			左記金額領収致しました。 令和 7 年 5 月 30 日		
			氏 名		
【政務活動費充当計算】			交通費 125,000 5,000 円 = 130,000 円		
① (B) [時間 分] × 単価 [円]			=		
② 総支給額 (C) [円] × (B) / (A) =			円		